

駐車場・駐輪場施設整備基準

(目的)

第1条 この基準は、駐車場・駐輪場施設の確保に関する設置基準を定めることにより、良好な都市交通環境の維持及び確保を図ることを目的とする。

(対象)

第1条の2 この基準は、伊勢原市地域まちづくり推進条例（平成24年伊勢原市条例第11号）第36条第1項に定める開発事業事前協議書の提出が必要となる開発事業を対象とする。なお、協議が不要となる規模や種類の開発事業であっても、事業者は、本基準に定める事項を遵守するよう努めるものとする。

(駐車場施設の設置)

第2条 共同住宅（長屋を含む。）の建築を行う者は、次に掲げる基準により、必要な駐車場を設置しなければならない。ただし、台数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合には、当該端数は切り上げるものとする。

(1) 商業地域及び近隣商業地域（以下「商業地域等」という。）以外において、計画戸数が15戸以下の場合には、計画戸数に2分の1を乗じて得た数値以上の台数を確保することとし、計画戸数が16戸以上の場合には、計画戸数に3分の2を乗じて得た数値以上の台数を確保することとする。ただし、単身者向けの共同住宅の建築を目的とする開発事業にあつては、計画戸数により算出した数値に10分の7を乗じることができる。

(2) 商業地域等においては、計画戸数に3分の1を乗じて得た数値以上の台数を確保すること。ただし、単身者向けの共同住宅の建築を目的とする開発事業にあつては、計画戸数により算出した数値に10分の8を乗じることができる。

(3) 単身者向けの寮・寄宿舎については、第1号及び前号ただし書きの規定によるほか、施設の利用目的等を考慮の上協議し、必要台数を決定する。

2 商業施設の建築を行う者は、次に掲げる基準により必要な駐車場を設置しなければならない。ただし、台数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合には、当該端数は切り上げるものとする。

(1) 店舗面積500平方メートル未満の店舗の場合店舗面積50平方メートルにつき、1台以上を確保するものとする。

(2) 店舗面積500平方メートル以上の店舗の場合店舗面積20平方メートルにつき、1台以上を確保するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）が適用される商業施設の建築を行う者は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）二1(1)駐車需要の充足等交通に係る事項」に基づき、駐車場を設置するものとする。

4 前項までに規定する用途以外の建築物を建築する者は、車の利用想定台数に十分対応した駐車場を確保するものとする。ただし、老人ホーム、高齢者専用共同住宅、グループホーム及びこれらに類するものについては、事業計

画の内容、入居者の状態、立地条件、職員数、来客や送迎の際の利便性等を考慮するとともに、周辺住民の通行等の交通安全に配慮の上協議し、必要な台数を決定する。

(駐車場出入口の構造)

第3条 前条に規定する駐車場の出入口の構造等は、関係法令に準拠し必要な措置を講じるとともに、次に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 駐車マスから前面道路へ直接出入りできる構造（いわゆるハーモニカ型構造）の駐車場は、歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがあるため、次のいずれかに該当する場合は、設置することができない。

ア 前面道路に歩道がある場合

イ 3台以上設置する場合

ウ 小中学校、保育園、幼稚園などの出入口から20メートル以内の場合

(2) 道路のすみきり部分には、駐車場の出入口を設置することができない。

(3) 駐車場から公道への出入口には、原則として「停止線（白線）」又は「止まれ（白字）」を設置するものとする。ただし、表面舗装上、停止線等の設置が困難な場合は、出入口付近に「止まれ」の標示看板を設置することでこれに代えることができる。

(駐車場施設附置の特例)

第4条 第2条第1項から第4項に規定する駐車場は、計画区域内に設置するものとする。ただし、次に掲げる場合は、計画区域からの利用距離がおおむね300メートル以内のところに確保するものとし、開発区域内及び隔地の設置台数を協議により決定する。

(1) 計画区域の敷地形状が著しく不整形又は間口若しくは敷地が極小で駐車場の確保が極めて困難である場合

(2) 交通規制により計画区域に接する道路への自動車の出入りが禁止されている場合又は当該道路の交通事情等から駐車場を確保することが適当でないと思われる場合

(駐車場の規模)

第5条 開発事業（伊勢原市地域まちづくり推進条例（平成24年伊勢原市条例第11号）第2条第1項第2号による開発事業をいう。以下同じ。）により設置される駐車場の規模は、次のとおりとする。ただし、予定建築物の構造、規模、敷地の形状等により、市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りではない。

(1) 1台当たり11.5平方メートル（2.3メートル×5.0メートル）を標準とするものとする。ただし、車路を除くものとする。

(2) 車椅子利用者用は、1台当たり17.5平方メートル（3.5メートル×5.0メートル）を標準とするものとする。ただし、車路を除くものとする。

(3) 車路の幅員は、5.5メートル以上とし、一方通行の場合にあっては3.5メートル以上とすることができるものとする。

(駐輪場施設の設置)

第6条 共同住宅、店舗その他自転車等の利用が予想される用途の建築物を目的とする開発事業を行う者は、計画区域周辺の道路等の状況を踏まえ、利用者及び歩行者等の交通安全に配慮するとともに、次に掲げる基準により駐輪場を設置するものとする。

(1) 共同住宅の建築を目的とする開発事業においては、計画戸数相当の自転車駐輪場を整備するものとする。

(2) 店舗等の建築を目的とする開発事業においては、利用想定台数に基づいた自転車駐輪場を整備するものとする。

(3) 大型及び普通自動二輪車並びに原動機付自転車においては、利用想定台数に基づいた駐車場の整備に努めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。